

コンテナ・パレット貸出規定

(目的)

第1条 この規定は、ゆうき青森農業協同組合(以下甲という)と、コンテナ・パレット利用者(以下乙という)において、コンテナ・パレット貸出業務の適正円滑化を図ることが目的とする。

(貸出)

第2条 乙は、希望数量を甲に申込みし、甲はその申込みによりコンテナ・パレット利用伝票を発行して、担当者立会いの上荷渡しする。町村の補助事業等で取得したスチールコンテナ(以下コンテナ)を利用するに際し、事業導入地域での使用とする。

(返品)

第3条 乙は、借り受けたコンテナ・パレットを責任をもって管理し定めた期日までに返品しなければならない。

(貸出・返品期限)

第4条 乙に対するコンテナ・パレットの貸出及び返品期限は次のとおりとする。

(1) やさい用コンテナ・パレット

(春 期) 1月1日～5月31日

(秋 期) 6月1日～12月31日

(2) 肥料用パレット

①第一期 11月1日～5月31日までの間に貸出した分については、6月末までに返品するものとする。

②第二期 6月1日～10月31日までの間に貸出した分については、貸出月から翌月末日までに返品するものとする。

(利用料)

第5条 甲は、コンテナの貸出時の数量をもって、利用料を徴収する。

(遅延料)

第6条 乙に対する遅延料は次のとおりとする。

(1) やさい用コンテナ

12月31日までに返品できない場合は経過した日から1カ月を一期とし、三期を限度として遅延料を支払わなければならない。

(紛失料)

第7条 乙は、借り受けたコンテナ・パレットに紛失または破損が生じた場合、乙の責任とし甲に紛失料を支払わなければならない。

(料 金)

第8条 コンテナの利用料、遅延料及びコンテナ・パレットの紛失料金は次のとおりとする。

(消費税別途)

品名 料金名	コ ン テ ナ (種子用も含む)	スチールコンテナ	パレット
	利 用 料	20円	510円
遅延料(一期)	40円	1,000円	100円
紛失料(破損)	1,500円	30,000円	3,000円

※スチールコンテナを個選品の入庫に利用する場合は、パレット利用料金と同額とする。ただし、空で返却されたものについては、510円/1基(税別)とする。

(料金の利息)

第9条 各料金について引落日に引落できない場合は、引落日より30日を経過した日から利息を徴収する。この利息は、当組合購買未収金取扱要領にある遅延損害金の利率を準用する。

(災 害)

第10条 組合員が非常の災害に遭遇したときは、第8条に定める紛失料金は、その都度理事会で協議の上決定する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日より施行する。

この規定の変更は、平成24年3月1日より実施する。

この規定の変更は、平成25年4月1日より実施する。

この規定の変更は、平成27年4月1日より実施する。